

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

よくある質問 Q & A

家庭の節電マネジメント (デマンドレスポンス) 事業

令和 4 年 9 月 16 日

目次

1. 本事業の実施体制・実施期間について	2
2. 助成対象事業について	3
3. 助成対象経費について	5
4. 助成事業の公表について	11
5. 助成対象事業者による報告等について	12
6. HTT 情報の周知について	13
注：改訂履歴	14

1. 本事業の実施体制・実施期間について

Q. 101

電気事業者が実施する節電キャンペーンは、通年または都節電推進期間をまたいで実施することも可能ですか？

A. 101

助成対象事業者で実施する節電キャンペーンについては、通年または都節電推進期間をまたいで実施することも可能です。

ただし、どちらの場合であっても都節電推進期間の夏と冬それぞれにおいて、5日以上の節電要請及び節電を達成した需要家への上乗せポイント付与を実施することが必要です。

Q. 102

電気事業者とアグリゲータなど複数社で共同申請することは可能ですか？

A. 102

本事業においては、小売電気事業者又は一般送配電事業者のみ申請者となることができ、共同申請は想定しておりません。

電気事業者がアグリゲータ等と連携して節電キャンペーンを実施する場合は、それぞれの役割について、第2号様式の体制表に記載してください。

2. 助成対象事業について

Q. 201

「節電の時間帯」を需要家に周知するタイミングにルールはありますか？

A. 201

需要家に周知するタイミングは、前日又は当日の数時間前などタイムリーに行っていただくことを想定しております。

また、「節電の時間帯」は、電力のひっ迫状況や電力需給予測等を踏まえ、その時々に応じた時間帯を設定することを想定しています。

終日や、連日固定した●時から●時など、電力ひっ迫状況等を踏まえない設定は想定していません。

【参考】電気料金型ディマンドリスポンスではなく、インセンティブ型ディマンドリスポンスを想定しています（下ページ参照）。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/dr/dr.html

Q. 202

汎用性のあるポイントとはどのようなものが想定されていますか？

A. 202

単独の店舗や企業でしか使えないポイントとは違い、共通ポイントサービスに加盟している幅広い店舗や企業で利用できるポイントを想定しています。

Q. 203

契約者と使用者が異なる場合でも上乗せポイント付与の対象になりますか？

A. 203

需要家の受電点が都内にあれば、上乗せポイント付与の対象です。

Q. 204

節電キャンペーン期間中に他道府県から東京都へ転入・転出があった場合、受電点が都内にあるかを確認する基準日はどのように考えればよいでしょうか？

あわせて、再エネ100%契約であるかを確認する日はどのように考えればよいでしょうか？

A. 204

電気事業者において、節電キャンペーン期間内の基準日又はその考え方を予め設定し、需要家に事前に周知している場合は、それに基づきご対応ください。（都で基準日は設

定しません。)

Q. 205

節電キャンペーンを数か月間連続した期間で設定し、まとめて一定期間節電を要請した場合は、この要請をもって5日以上の節電要請とみなすことはできますか？

A. 205

上記 201 にある「節電の時間帯」に該当しないため、5日以上の節電要請には当たりません。

Q. 206

自社独自の取組として、節電要請に応じた需要家に対してポイント付与を行うことは可能ですか？

A. 206

本事業とは別に、自社の負担でポイント付与を行うことは可能です。
その場合、都事業によるポイントを上乗せして付与いただくことになります。

Q. 207

国や他の地方公共団体が同様の節電ポイント事業を実施する場合、都の制度と併用できますか？

A. 207

本事業では併用可能です。類似制度において、国や地方公共団体から需要家にポイントが付与される場合は、これとは別に上乗せポイントを付与してください。

Q. 208

高圧一括受電した電気をマンション住民に低圧で電気を販売している場合、本事業の助成対象事業者となりますか？

A. 208

助成対象事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者であって、当該敷地の受電点で低圧で販売している場合が対象であり、高圧一括で受電し、敷地内で住民に低圧に変換して販売する場合は対象外です。

3. 助成対象経費について

Q. 301

ソフトウェア及びクラウド利用等を外注した場合、その事業者を途中で変更することは可能ですか？

A. 301

交付申請時に見積りをした外注先を変更することはできません。

ただし、事業期間の令和4年から6年までの間、同一の外注先とすることは補助要件としておらず、申請時に前回までと異なる外注先にすることは可能です。

Q. 302

システム構築等の外注先は、複数社に分けることは可能ですか？

A. 302

申請の段階から複数社の委託で申請・審査を受けていれば複数社に委託することも可能です。申請時に提出する仕様書、見積書については全ての外注先の分を添付してください。

Q. 303

省エネ機器への変更や、外出を促すことで節電に導く場合、それらの取組誘導に必要な設備やシステム構築にかかる経費も助成対象となりますか？

A. 303

補助対象は、本事業を実施するために最低限必要な経費に限っており、取組誘導にかかる経費については助成対象外です。

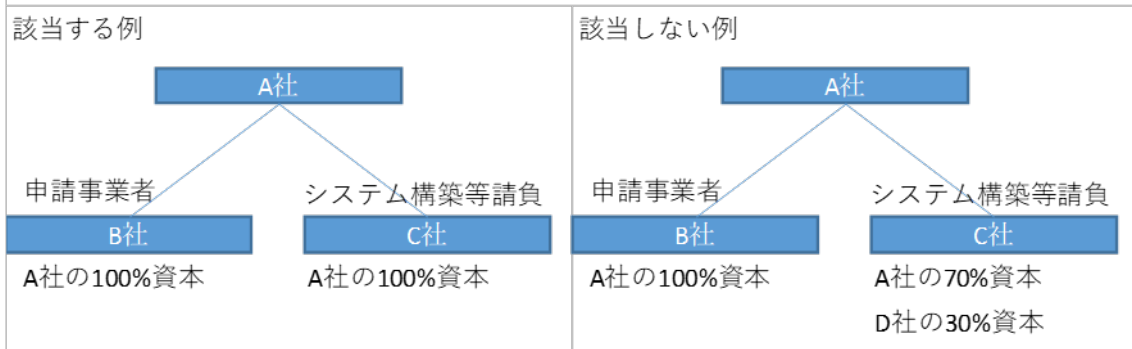
Q. 304

利益等排除の対象となる場合の「100%同一の資本に属するグループ企業」は、具体的にはどのような場合ですか？

A. 304

以下の関係にある場合、100%同一の資本に属するグループ企業に該当します。(図1)

図 1



Q. 305

助成金については東京都で低圧 1 地点でも供給しており、他条件を網羅していれば「イ システムの構築・改修に係る設計・開発等に要する経費」「ウ ソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費」の上限額まで交付対象となるのか、それとも都内低圧需要家数や節電キャンペーン参加見込数等により助成の上限額も変わるのか、その考え方の目安を教えてください。

A. 305

補助対象は、本事業を実施するために直接必要であり、かつ必要最小限の経費としています。

システム構築等にかかる経費は、需要家数に応じて増減するものと認識しており、供給地点数が少ない場合、上限額に達することは想定していません。

電気事業者は、以下のシステム構築等にかかる経費の上限目安を参考に、経費を精査し申請してください。

なお、経費の考え方やその根拠等の申請内容に疑義が生じた場合、社会通念上不適切であるかの確認を厳正に行うため、審査が標準処理期間より長くなる場合があることにご留意ください。

【上限の目安額】

システムの構築・改修に係る設計・開発等に要する経費	助成対象事業者が本助成金に係る交付申請日時時点で低圧において電気を販売する契約を締結している都内の需要家数（以下「契約需要家数」という。）に250円※を乗じて算出した金額に相当する額（最大2,500万円） ※2,500万円÷10万件(需要家数)
ソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費	契約需要家数に360円※※を乗じて算出した金額に相当する額（最大3,600万円）。ただし、令和4年度において実施する助成対象事業に要する経費にあっては、150円※※※を乗じて算出した金額に相当する額（最大1,500万円） ※※3,600万円÷10万件(需要家数)、※※※1,500万円÷10万件(需要家数)

Q. 306

ソフトウェア及びクラウド利用料等の交付対象となる期間の考え方について教えてください。

A. 306

原則として、申請年度分のキャンペーン実施に必要な経費であれば、都節電推進期間に限定いたしません。

ただし、交付決定後から当該申請の完了届提出前までの契約期間としてください。その場合、申請年度の翌年度にまたがっていても、申請年度分のキャンペーン実施に必要な経費であれば認められます。

また、直前の申請（例えば令和 5 年夏キャンペーンの申請の場合は令和 4 年冬キャンペーンの申請）のソフトウェア及びクラウド利用料等とは重複しない契約期間としてください。

例えば、令和 4 年冬キャンペーン申請において、令和 4 年冬キャンペーン開始前であっても、都事業のための申込受付等でソフトウェアを稼働させている期間は対象期間として認められます。

また、令和 4 年冬キャンペーン終了後であっても、都事業のためのポイント付与やデータ分析等、申請年度分のキャンペーン実施に必要な経費が発生する場合は交付対象期間となります。

なお、都節電キャンペーンを含まず、自社の節電キャンペーンの実施に必要な経費のみの場合は対象経費に含まれません。

Q. 307

システム構築等、ソフトウェア及びクラウド利用料等の助成を申請する場合、見積書に必要な記載事項を教えてください。

A. 307

見積書、見積明細等は以下の事項が確認できるものをご提出ください。

- ① 本事業名または自社の節電キャンペーン名称
- ② 都事業の実施に必要な経費以外は含まれていない旨の記載（申請対象の節電キャンペーンが都事業のみである場合）または都事業に該当する経費の項目番号の記載（自社キャンペーンが含まれる場合）
- ③ 見積の各費用が「助成金交付の手引き」別表第 1（第 5 条関係）に示す助成対象経費のうち該当する項目の記載

また、申請者は見積書、見積明細等に基づいて第 1 号様式、別紙内訳明細書を正確

に作成してください。

以下に示す、各書類のイメージ図を参考にしてください。

（必ずしもイメージ図通りでなくても、都の助成対象であることが明確に分かるように記載されていれば問題ありません。）

○見積書イメージ

- ・ 都事業のみの場合、「東京都家庭の節電マネジメント事業」を記載
- ・ 都事業以外を含む場合、自社のキャンペーン名を記載

御見積書

件名

①		
②		
③		
...		

備考

- ・ 都事業のみの場合、都事業の実施に必要な経費以外は含まれていない旨を記載
- ・ 都事業以外を含む場合、都事業の該当番号を明記

○見積明細イメージ

御見積書の詳細							
	費用名称	大項目	概要	詳細	単価	数量	料金
①-1		ソフトウェアのカスタマイズ			・	・	・
①-2		クラウドサービスの利用			・	・	・
②		データ分析			・	・	・
③-1							
③-2							
・							

別表第1（第5条関係）の2助成対象経費の項目を記載

（1）システム構築費等

- ・ システム構築・改修に係る設計・開発に要する経費
- ・ ソフトウェアのカスタマイズ、設定に要する経費
- ・ クラウドサービスの初期設定に要する経費
- ・ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

（2）ソフトウェア及びクラウド利用料等

- ・ システムの運用・保守に要する経費
- ・ ソフトウェアの利用に要する経費
- ・ ソフトウェアの運用・保守・サポートに要する経費
- ・ クラウドサービスの利用に要する経費
- ・ クラウドサービスの運用・保守・サポートに要する経費
- ・ データ分析に要する経費
- ・ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

○第1号様式 別紙内訳明細書イメージ

内訳明細書			
整理 No.	助成 対象	費用の種類	都事業にかかる経費 には○を選択
1			
2			
3	○		
4	×		

第1号様式 別紙内訳明細書(システム構築等)

内訳明細書		②システム構築費等						
整理 No.	助成 対象	費用の種類	費用の内容	数量	単位	単価(税抜) (円)	金額(税抜) (円)	備
1								
2								
3		システム構築・改修(設計・開発)						
4		ソフトウェアのカスタマイズ・設定料						
5		クラウドサービスの初期設定料						
6		設備費(助成対象外)						
7		諸経費(助成対象外)						
8		その他						
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

見積明細等の項目に突合

見積明細等の内容を正確に記載

Q. 308

ポイント等の購入にかかる手数料(ポイント発行手数料など)は助成対象経費として認められますか?

A. 308

ポイントの発行手数料等については、助成対象経費として認められません。助成対象経費は都内で合計5日以上節電を達成した需要家の件数に500円を乗じた額となります。
(再エネ100%契約の場合は1,000円)

4. 助成事業の公表について

Q. 401

東京都からの上乗せポイントがあることについての周知は、メールのみでも良いのでしょうか？

A. 401

本事業の対象となる方に確実に周知でき、都が証拠書類として認める方法であれば、その手法は問いません。

Q. 402

すでに電気事業者が独自に実施しているキャンペーンに参加している需要家に対し、改めて、本事業への参加登録をしてもらう必要はありますか？

A. 402

電気事業者独自のキャンペーンに参加している需要家に対し、追加の参加登録なしに本事業にも参加できることを周知している場合は、改めて参加登録をしないことも可能です。

Q. 403

自社独自で先行してキャンペーンを実施し、すでに利用規約がある場合、本事業を実施するにあたって、キャンペーンの利用規約を変える必要はありますか？

A. 403

需要家に対して、確実に本事業の内容を周知できる方法であれば、利用規約の改正によらないことも可能です。

5. 助成対象事業者による報告等について

Q. 501

東京都事業について需要家に周知した証拠書類として、どのようなものを完了届に添付すればよいでしょうか？

A. 501

周知した証拠の例として、HP の場合は URL と PDF を、メールや LINE、アプリ等の場合は画面キャプチャ（個人情報を除く）を、パンフレットの場合は PDF を添付してください。

Q. 502

完了届提出時に「ポイント購入の支払いの証憑（写し）（領収書等）」の提出が必要とありますが、領収書が発行されない場合は領収メールの写しでも良いのでしょうか？

A. 502

領収書で確認できる下記の内容相当のものが記載されていれば、領収メールの写しでもかまいません。

＜ポイント購入の支払証憑、領収書の場合＞

- ・ 領収書の発行日
- ・ 本領収書の宛先
- ・ 総額
- ・ 名目（都事業におけるポイント代であることがわかる名目）
- ・ 内訳（ポイントの種類、ポイント総数、ポイント額、手数料、総額）
- ・ 本領収書の発行元

6. HTTP 情報の周知について

Q. 601

公社から提供された HTTP 情報を、年 5 回（冬季の都節電推進期間のみ節電キャンペーン実施の場合は、申請年度は 3 回）需要家に周知する方法は HP に掲載するので良いのでしょうか？

A. 601

HP 等一斉に周知する方法ではなく、各需要家に個別でメールやアプリ等による周知を行ってください。

Q. 602

節電キャンペーンに申し込んでいない人に対しても、HTTP 情報を送付しなければいけませんか？

A. 602

交付要綱第四条三項「電気事業者は、提供された HTTP 情報を速やかにデジタル技術を活用して需要家に周知すること。ただし、電気事業者からのお知らせ等の受取りに同意していない需要家は除くことができる。」とあり、キャンペーン参加者に限らず、契約している需要家（ただし、電気事業者からのお知らせ等の受取りに同意していない需要家は除くことができる。）への周知が交付の要件です。

同意がないこと等で送付対象が限定される場合は、その状況をお知らせください。

注：改訂履歴

公開年月日	改訂内容
-------	------

2022 年 7 月 15 日	初版公開
-----------------	------

2022 年 7 月 20 日	Q. 208 追加
-----------------	-----------

2022 年 8 月 1 日	Q. 305 追加
----------------	-----------

※ 7 月 20 日公表したものから修正しております。

2022 年 9 月 16 日	Q. 306、Q. 307、Q308、Q. 502、Q. 601、Q602 追加
-----------------	--